

## 令和5年度 第2回

# 加西市国民健康保険運営協議会資料

日時：令和6年1月25日（木）午後1時30分から

場所：加西市民会館コミュニティーセンター3階小ホール

## 目 次

諮問事項（１） 令和６年度加西市国民健康保険税率について……………	1
諮問事項（２） 国民健康保険税課税限度額の改正について……………	2
報告事項	
1 令和５年度国民健康保険事業について	
（１） 令和５年度国民健康保険特別会計決算見込み……………	4
（２） 収納率の状況……………	5
（３） 特定健診受診者数の状況……………	5
（４） マイナンバーカードの保険証利用 初回申込状況……………	5
2 令和６年国民健康保険事業（案）について	
（１） 令和６年度加西市国民健康保険特別会計当初予算（案）……………	6
（２） 軽減判定所得の引き上げ……………	7
（３） 健康保険証の廃止について……………	8
3 国保事業県域化の進捗状況について……………	9

## 諮問事項（１） 令和６年度加西市国民健康保険税率について

令和６年度加西市国民健康保険税率（案）は令和５年度から据置きとする

	医療分			後期支援分			介護納付金分		
	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)
R6（案） （標準保険料率）	7.00% (7.38%)	27,000 (31,416)	18,500 (20,590)	2.80% (3.01%)	9,000 (12,503)	8,000 (8,195)	2.70% (2.71%)	10,000 (13,972)	7,000 (6,999)
R6 統一標準保険料率	7.46%	31,748	20,808	3.04%	12,630	8,278	2.75%	14,155	7,091

### 【据置きとする理由】

令和１２年度の保険料水準の統一に向けて、国保税率の引き上げを行っていかねばならないが、一方で事業基金の活用を進める必要がある。令和６年度は激変緩和措置の終了に伴って国保事業費納付金が増額となり、本来であれば保険税率を引き上げて対応することとなるが、国保税率の引き上げを行わず、基金活用により対応することとしたい。

### 【今後の標準保険料水準の見込み】

標準保険料率に影響する費用の増加傾向が続いていることから、今後も標準保険料率の上昇傾向が続くのではないかと考えられる。

区分	医療分			後期支援分			介護納付金分		
	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)
R7	7.47%	32,067	21,017	3.09%	12,925	8,471	2.79%	14,493	7,260
R12	7.75%	35,506	23,271	3.43%	15,082	9,885	3.19%	17,147	8,590

※国保事業費納付金算定資料（兵庫県作成）より

### 【今後の保険税率の引き上げについて】

令和７年度以降の引き上げについては、令和６年度の基金活用状況、令和７年度の標準保険料率の水準を見て検討することとする。

(参考1) 加西市国民健康保険税率の推移

	医療分			後期支援分			介護納付金分		
	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)
R6(案) (標準保険料率)	7.00% (7.38%)	27,000 (31,416)	18,500 (20,590)	2.80% (3.01%)	9,000 (12,503)	8,000 (8,195)	2.70% (2.71%)	10,000 (13,972)	7,000 (6,999)
R5 (標準保険料率)	7.00% (6.59%)	27,000 (28,524)	18,500 (18,481)	2.80% (2.81%)	9,000 (11,806)	8,000 (7,649)	2.70% (2.63%)	10,000 (13,768)	7,000 (6,720)
R4 (標準保険料率)	7.40% (6.32%)	27,000 (27,306)	21,000 (17,776)	2.80% (2.67%)	9,000 (11,184)	8,000 (7,281)	2.30% (2.63%)	10,000 (13,550)	6,000 (6,728)
R3 (標準保険料率)	7.70% (6.52%)	27,000 (26,934)	26,000 (18,521)	2.90% (2.72%)	9,000 (10,988)	8,000 (7,556)	2.30% (2.41%)	10,000 (12,239)	6,000 (6,204)

(参考2) 一人あたり保険税額の推移

(単位:円)

	R3	R4	R5(当初賦課)	R6(当初予算)
保険税額(円)	103,812	102,703	95,026	97,762

(参考3) 近隣自治体の一人あたり国保税額

(単位:円)

	加西市	加東市	西脇市	小野市	三木市	県内平均
R5(当初賦課)	95,026	102,017	98,801	101,415	99,808	—
R4(決算)	102,703	104,445	100,467	108,118	103,028	—
R3(決算)	103,812	107,605	96,271	105,804	87,095	94,808

(参考4) 所得別世帯数

	R5年度(R6.1)		R4年度(R5.1)		R3年度(R4.1)	
	世帯数	割合%	世帯数	割合%	世帯数	割合%
所得なし	1,939	37.30	1,907	35.37	1,914	33.84
~100万円未満	980	18.85	1,064	19.74	1,140	20.16

100 ～ 200 万円未満	1,211	23.29	1,253	23.24	1,359	24.03
200 ～ 300 万円未満	574	11.04	597	11.07	649	11.47
300 ～ 400 万円未満	212	4.08	242	4.49	284	5.02
400 ～ 500 万円未満	113	2.17	125	2.32	120	2.12
500 ～ 600 万円未満	53	1.02	61	1.13	64	1.13
600 ～ 700 万円未満	34	0.65	45	0.83	36	0.64
700 ～ 800 万円未満	20	0.38	17	0.32	19	0.34
800 ～ 900 万円未満	9	0.17	22	0.41	13	0.23
900 ～ 1000 万円未満	13	0.25	9	0.17	18	0.32
1000 万円以上	41	0.79	49	0.91	40	0.71
合 計	5,199		5,391		5,656	

## 諮問事項（２） 国民健康保険税課税限度額の改正について

令和 6 年度分より国民健康保険税課税限度額（後期支援分）を 22 万円から 24 万円に引き上げる。

	医療分		後期支援分		介護納付金分		限度額合計
	課税 限度額	限度額超過 世帯数	課税 限度額	限度額超過 世帯数	課税 限度額	限度額超過 世帯数	
改正後 (R6)	65 万円	55 世帯	24 万円	58 世帯	17 万円	45 世帯	106 万円
改正前 (R5)	65 万円	55 世帯	22 万円	68 世帯	17 万円	45 世帯	104 万円
影響額 (R5→R6)	—		△124 万円		—		—
参考 (R4)	65 万円	71 世帯	20 万円	109 世帯	17 万円	42 世帯	102 万円
参考 (R3)	63 万円	74 世帯	19 万円	108 世帯	17 万円	38 世帯	99 万円

国民健康保険税額の賦課上限をひき上げることによって、高所得者層の税額が増額となり、中間所得者層の負担が軽減される。

※ 限度額超過世帯数と限度額超過額は、新税率で試算（12月時点の基礎データを使用）

## 報告事項

### 1. 令和5年度国民健康保険事業について

#### (1) 令和5年度国民健康保険特別会計決算見込み

##### ①歳入

科 目		R 4 決算額(a)	R 5 決算見込(b)	差 (b) - (a)
国民健康保険税		9 億 1,135 万円	8 億 272 万円	△1 億 863 万円
県支出金	普通交付金	34 億 7,747 万円	35 億 6,320 万円	8,573 万円
	特別交付金	1 億 2,799 万円	1 億 3,642 万円	843 万円
一般会計繰入金		3 億 6,463 万円	3 億 4,651 万円	△1,812 万円
基金繰入金		0 万円	5,988 万円	5,988 万円
前年度繰越金		1 億 3,295 万円	5,424 万円	△7,871 万円
その他		2,433 万円	1,095 万円	△1,338 万円
合 計		50 億 3,872 万円	49 億 7,392 万円	△6,480 万円

##### ②歳出

科 目	R 4 決算額(a)	R 5 決算見込(b)	差 (b) - (a)
総務費	7,442 万円	8,099 万円	657 万円
保険給付費	34 億 5,353 万円	35 億 6,355 万円	1 億 1,002 万円
療養給付費・療養費・移送費	29 億 8,538 万円	30 億 2,874 万円	4,336 万円
高額療養費・高額介護合算	4 億 4,692 万円	4 億 8,081 万円	3,389 万円
審査支払手数料	930 万円	914 万円	△16 万円
出産育児一時金・葬祭費	1,106 万円	1,450 万円	344 万円
傷病手当金・結核医療付加金	86 万円	36 万円	△50 万円

国保事業費納付金	12億5,998万円	12億1,716万円	△4,282万円
保健事業費	3,579万円	4,500万円	921万円
基金積立金	1億744万円	2,651万円	△8,093万円
諸支出金	5,332万円	4,071万円	△1,261万円
予備費	0円	0円	0万円
合計	49億8,448万円	49億7,392万円	△1056万円

③歳入歳出差引額

	R4決算	R5決算（見込）	差（R5-R4）
歳入歳出差引額	5,424万円	0万円	△5,424万円

④基金残高の見込み

	R4決算	R5決算（見込）	差（R5-R4）
年度末基金残高	8億3,374万円	8億37万円	△3,337万円

(2) 収納率の状況

(単位：%)

R4決算		R5（12月末時点）	
現年分	過年度分	現年分	過年度分
95.98	23.77	63.25	17.96

(3) 特定健診受診者数の状況

(単位：人)

R4（3月末時点）				R5（12月末時点）			
町ぐるみ	医療機関	人間ドック等	合計	町ぐるみ	医療機関	人間ドック等	合計
1,207	1,038	163	2,408	1,110	701	162	1,970

※ 本年度まちぐるみ健診は終了

(4) マイナンバーカードの保険証利用 初回申込み状況（12月末時点）

5,304件（66%）

## 2. 令和6年度国民健康保険事業（案）について

### (1) 令和6年度加西市国民健康保険特別会計当初予算（案）

#### ①概要

歳入・歳出	49億400万円
基金取り崩し額	1億1,171万円
年度末基金残高	6億8,866万円
主な変更点等	激変緩和措置の終了により、国保事業費納付金が増

#### ②被保険者数等

	被保険者数	世帯数	一人あたり保険税額	一人あたり納付金	一人あたり保険給付費
R6当初	8,000人	5,000世帯	97,762円	153,613円	440,037円
R5当初	8,250人	5,300世帯	100,666円	147,534円	413,242円
差(R6-R5)	△250人	△300世帯	△2,736円	6,079円	26,795円

#### ③一人あたり医療費（診療費）の推計

（単位：円）

	70歳未満 (3割負担)	未就学児 (2割負担)	70歳以上 (2割負担)	70歳以上 (3割負担)
R6見込	523,955	215,347	736,650	875,773
R5見込	513,442	241,359	720,295	829,016
R4	407,855	142,791	567,819	641,963
R3	394,464	188,149	566,075	530,400

※国保事業費納付金算定資料（兵庫県作成）より

※入院＋入院外＋歯科＋調剤＋食事・看護

#### ④歳入

科目		R5当初(a)	R6当初(案)(b)	差(b) - (a)
国民健康保険税		8億2,545万円	7億7,584万円	△4,961万円
県支出金	普通交付金	34億887万円	35億2,028万円	1億1,141万円
	特別交付金	1億3,002万円	1億3,351万円	349万円



一般会計繰入金	3億6,500万円	3億5,172万円	△1,328万円
基金繰入金	3,273万円	1億1,171万円	7,898万円
前年度繰越金	0万円	0万円	0万円
その他	1,093万円	1,094万円	1万円
合計	47億7,300万円	49億400万円	1億3,100万円

### ⑤歳出

科目	R5当初(a)	R6当初(案)(b)	差(b) - (a)
総務費	7,891万円	8,504万円	613万円
保険給付費	34億925万円	35億2,030万円	1億1,105万円
療養給付費・療養費・移送費	29億4,363万円	30億1,906万円	7,543万円
高額療養費・高額介護合算	4億4,173万円	4億5,190万円	1,017万円
審査支払手数料	901万円	875万円	△26万円
出産育児一時金・葬祭費	1,450万円	1,450万円	0万円
傷病手当金・結核医療付加金	38万円	2万円	△36万円
国保事業費納付金	12億1,716万円	12億2,891万円	1,175万円
保健事業費	4,877万円	5,008万円	131万円
基金積立金	0万円	0万円	0万円
諸支出金	1,350万円	1,350万円	0万円
予備費	541万円	617円	76万円
合計	47億7,300万円	49億400万円	1億3,100万円

### (2) 軽減判定所得の引き上げ

世帯主及び被保険者の合計所得が一定基準以下の場合、均等割額・平等割額の軽減措置がとられます。所得水準が変わらない中、これまでの軽減対象世帯が引き続き軽減を受けられるようにするためのものです。

	改正前 軽減判定所得	改正後 軽減判定所得
2割軽減	43万円 + <u>53万5千円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者の人数 - 1) 以下	43万円 + <u>54万5千円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者の人数 - 1) 以下
5割軽減	43万円 + <u>29万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者の人数 - 1) 以下	43万円 + <u>29万5千円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者の人数 - 1) 以下

### (3) 健康保険証の廃止について

令和6年12月2日に健康保険証が廃止され、それ以降は原則マイナンバーカードを健康保険証として利用することとなります。現時点では、以下のような取扱いとなる予定です。

保険証廃止時期	<p>令和6年12月2日</p> <p>廃止時点で交付済の保険証は、有効期限まで使用可能 (加西市国保の場合は令和7年7月31日までが有効期限)</p>
保険証廃止後の運用	<p>令和6年12月2日以降、新規資格取得者に対して被保険者証は発行せず、①資格確認証 又は②資格確認のお知らせを交付する</p> <p>1. 資格確認証の交付 (交付対象者) マイナンバーカードを取得していない方 マイナンバーカードを取得済で健康保険証との紐づけをしていない方 ※当面の間、申請によらず交付</p> <p>2. 資格確認のお知らせの交付 (交付対象者) マイナンバーカードを取得済で健康保険証との紐づけ済の方</p> <p>3. 短期被保険者証の廃止 特別な事情なく保険税を滞納する世帯に交付していた、有効期限が短い保険証を廃止</p> <p>4. 被保険者資格証明書の廃止 特別な事情なく保険税を滞納する世帯に交付していた、被保険者資格証明書(国保資格の証明のみで、医療機関での支払いは100%)を廃止し、代わりに「特別療養費決定通知」にてあらかじめ本人に通知する</p>

### 3. 国保事業県域化の進捗状況について

#### 主な協議内容

##### ①保健事業経費の相互扶助

事業費納付金に計上する（兵庫県全市町で経費を負担する）保健事業の範囲について協議中。保健事業の取組、一人あたりの経費などは市町によって大きな差異があるため、実施事業の内容や経費について調査・整理し、今後の方向性を協議しています。

##### ②保険料独自減免の扱いについて

保険料独自減免については、県下で検討チームを立ち上げ協議を行っています。近く、検討チームによる減免基準（案）が示され、全市町の意見照会・協議を経て決定される見込みです。